

日吹産第247-9号
令和6年10月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日置市長 永山由高

市町村名 (市町村コード)	日置市 (46216)
地域名 (地域内農業集落名)	小永吉 (小永吉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢52歳となっているが、高齢者も多い状況にあり遊休農地のさらなる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作者が離農する農地を、担い手に集積させるとともに、集積しきれなかった農地については、地域外から多様な経営体を呼び込み、農業生産を行ってもらう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

耕作者が離農する前に情報を把握し、離農予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

現在、地域内に担い手が5戸いるが、離農者が増えてくると、カバーできない可能性がある。地域内外から担い手となりうる多様な経営体を募り、育成していくため、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業公社を通じた農作業委託を行い地域農業の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう電柵を設置とともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦中山間地域直接支払、農地水を活用し、農地の保全・管理に努める。